

別表第1 施設の基準(第7条関係)

動物の区分		長鼻目、奇蹄目		偶蹄目(きりん科)		偶蹄目(かば科、うし科)		
		構造設備等						
主	形態	鉄さく	鉄筋コンクリートによる擁壁	鉄さく	溶接金網おり	鉄さく	鉄筋コンクリートによる擁壁	
	要	規格等	1 外径139mm以上、厚さ6mm以上の鋼管を450mm以下の間隔で配置すること。 2 鉄さくは、高さ2.5m以上とすること。	1 擁壁内には、直径12mm以上の鉄筋を200mm以下の間隔で縦横に配置すること。 2 擁壁は、厚さ、200mm以上、高さ2.5m以上とすること。	1 外径114mm以上、厚さ4.5mm以上の鋼管を400mm以下の間隔で配置すること。 2 鉄さくは、高さ2.5m以上とすること。	1 外径114mm以上、厚さ4.5mm以上の鋼管を支柱とし、3m以下の間隔で配置すること。 2 壁面には、直径6mm以上、網目100mm×100mm以下の溶接金網を張ること。	1 外径114mm以上、厚さ4.5mm以上の鋼管を450mm以下の間隔で配置すること。 2 鉄さくは、高さ1.5m以上とすること。	1 擁壁内には、直径12mm以上の鉄筋を200mm以下の間隔で縦横に配置すること。 2 擁壁は、厚さ150mm以上、高さ1.5m以上とすること。
構	出入口等	内戸	上げ戸又は引き戸		内開き戸又は引き戸		上げ戸又は引き戸	
		外戸	上げ戸又は引き戸		外開き戸又は引き戸		上げ戸又は引き戸	
	錠	内戸及び外戸の錠は、それぞれ2箇所以上とすること。また、施錠部に動物が触れない構造とすること。		内戸及び外戸の錠は、それぞれ2箇所以上とすること。また、施錠部に動物が触れない構造とすること。		内戸及び外戸の錠は、それぞれ2箇所以上とすること。また、施錠部に動物が触れない構造とすること。		
隔離設備	人止めさくとおり等との間隔	長鼻目は6m以上、奇蹄目は1m以上		1m以上		1m以上		
	高さ	1.5m以上		1.5m以上		1.5m以上		
その他		1 長鼻目は、直径10mm以上の固定用鎖を用意すること。 2 鉄さく又は擁壁の高さを緩和する場合には、空堀、電気牧さく等を設けること。 3 鉄さく又は擁壁の内側5m以内には、動物の脱出を助ける樹木、構造物等がないこと。		鉄さくの高さを緩和する場合には、空堀、電気牧さく等を設けること。		1 鉄さく又は擁壁の高さを緩和する場合には、空堀、電気牧さく等を設けること。 2 鉄さく又は擁壁の内側5m以内には、動物の脱出を助ける樹木、構造物等がないこと。		

食肉目（くま科）		食肉目（ねこ科（チーター、ウンピョウ、ピューマ、ユキヒョウ、ヒョウ属）	霊長目（ひと科）	食肉目（ねこ科（チーター、ウンピョウ、ピューマ、ユキヒョウ、ヒョウ属を除く。）、霊長目（ひと科を除く。）	食肉目（いぬ科、ハイエナ科）
鉄おり	鉄筋コンクリートによる擁壁	鉄おり	鉄おり	菱形金網おり	溶接金網おり
<p>1 直径19mm以上の鉄筋を50mm以下の間隔で配置すること。</p> <p>2 鉄おりは、その一部を右欄と同構造の鉄筋コンクリート壁に代えることができる。</p> <p>3 床は、コンクリートとする等動物の掘削力を考慮すること。</p>	<p>1 擁壁内には、直径9mm以上の鉄筋を200mm以下の間隔で縦横に配置すること。</p> <p>2 擁壁は、厚さ150mm以上、高さ4m以上とすること。</p> <p>3 床は、コンクリートとする等動物の掘削力を考慮すること。</p> <p>4 必要に応じて空堀、忍び返し又は電気柵を設けること。</p>	<p>1 直径13mm以上の鉄筋を120mm以下の間隔で配置すること。</p> <p>2 鉄おりは、その一部を厚さ150mm以上の鉄筋コンクリート壁又は鉄筋コンクリートブロック壁に代えることができる。</p> <p>3 壁内には、直径9mm以上の鉄筋を300mm以下の間隔で縦横に配置すること。</p> <p>4 床は、コンクリートとし、又は鉄おりの鉄筋を1m以上地中に埋め込むこと。</p>	<p>1 直径22mm以上の鉄筋を50mm以下の間隔で配置すること。</p> <p>2 鉄おりは、その一部を厚さ150mm以上の鉄筋コンクリート壁又は鉄筋コンクリートブロック壁に代えることができる。</p> <p>3 壁内には、直径9mm以上の鉄筋を200mm以下の間隔で縦横に配置すること。</p>	<p>1 直径4mm以上、網目32mm以下の菱形金網を使用すること。</p> <p>2 金網おりは、その一部を厚さ3mm以上の鉄板又は厚さ150mm以上の鉄筋コンクリート壁若しくは鉄筋コンクリートブロック壁に代えることができる。</p> <p>3 床は、コンクリートとする等中型以下のねこ類の掘削力を考慮すること。</p>	<p>1 直径5mm以上、網目50mm×50mm以下の溶接金網を使用すること。</p> <p>2 金網おりは、その一部を厚さ3mm以上の鉄板又は厚さ150mm以上の鉄筋コンクリート壁若しくは鉄筋コンクリートブロック壁に代えることができる。</p> <p>3 床は、コンクリートとする等動物の掘削力を考慮すること。</p>
内開き戸、上げ戸又は引き戸		内開き戸、上げ戸又は引き戸	内開き戸、上げ戸又は引き戸	内開き戸、上げ戸又は引き戸	内開き戸、上げ戸又は引き戸
外開き戸、上げ戸又は引き戸		外開き戸、上げ戸又は引き戸	外開き戸、上げ戸又は引き戸	外開き戸、上げ戸又は引き戸	外開き戸、上げ戸又は引き戸
内戸及び外戸の錠は、それぞれ2箇所以上とすること。また、施錠部に動物が触れない構造とすること。		内戸及び外戸の錠は、それぞれ2箇所以上とすること。また、施錠部に動物が触れない構造とすること。	内戸及び外戸の錠は、それぞれ2箇所以上とすること。また、施錠部に動物が触れない構造とすること。	内戸及び外戸の錠は、それぞれ2箇所以上とすること。また、施錠部に動物が触れない構造とすること。	内戸及び外戸の錠は、それぞれ2箇所以上とすること。また、施錠部に動物が触れない構造とすること。
1 m以上		1 m以上	1 m以上	1 m以上	1 m以上
1.5m以上		1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5mm以上
擁壁の壁面は平滑とし、内側5m以内には、動物の脱出を助ける樹木、構造物等がないこと。					

ひくいどり目、たか目	わに目、とかげ目(おおとかげ科)	かめ目、とかげ目(おおとかげ科を除く。)	備 考
金網おり(菱形金網)又は鉄さく(だちょう目に限る。)	ふた付きガラス水槽(全長2m未満のものに限る。)、ふた付きコンクリート水槽又は菱形金網おり	織金網おり、ふた付きガラス水槽、ふた付き硬質合成樹脂製水槽(へび類については、全長3m未満のものに限る。)、ふた付きコンクリート水槽又は鉄板若しくは木板製の箱	1 生後1年未満の動物を飼養する場合及び動物の取扱いに熟練した者の管理の下で行われるサーカスについては、動物の成長の程度、大きさ、体力、体重等を考慮し、やむを得ないと認めるときは、強度等について25%を限度としてその一部を緩和し、又は適用しないことができる。
1 直径3.2mm以上、網目25mm以下の菱形金網を使用すること。 2 鉄さくは、高さ1.5m以上とすること。	1 ガラス水槽にあつては、強化ガラス製であること。 2 コンクリート水槽にあつては、厚さ150mm以上の鉄筋コンクリート製であること。 3 菱形金網おりにあつては、直径4mm以上、網目25mm以下のものを使用すること。 4 ガラス水槽又は金網おりは、その一部を厚さ150mm以上の鉄筋コンクリート壁又は鉄筋コンクリートブロック壁に代えることができる。 5 排水孔、通気孔等を設ける場合には、動物が脱出しないよう金網等でおおいを付けること。	1 織金網おりにあつては、直径1.5mm以上、網目10mm以下のものを使用すること。 2 ガラス水槽にあつては、強化ガラス製であること。 3 硬質合成樹脂製水槽にあつては、厚さ6mm以上であること。 4 コンクリート水槽にあつては、厚さ20mm以上であること。 5 箱には、厚さ2mm以上の鉄板又は厚さ25mm以上の木板を使用すること。 箱の正面は、強化ガラス板、又は厚さ6mm以上の硬質合成樹脂製板(へび類については、全長3m未満のものに限る。)に代えることができる。 6 排水孔、通気孔等を設ける場合には、動物が脱出しないよう金網等でおおいを付けること。	2 施設が左欄の基準によれない場合は、左欄に掲げる基準と同等以上の強度、耐久性等を有すること。 3 動物の跳躍力、登はん力、掘削力、咬力、腕力、握力並びに潜り抜け及び押す能力を考慮し、必要に応じて空堀、忍び返し、ネットシャッター、電気牧さく、警報装置又は自動シャッターなど災害時においても動物が脱出しないような設備を設置すること。 4 建物内に施設を設ける場合、建物の構造により脱出防止及び隔離効果が得られると認めるときは、二重戸のうち外戸及び隔離施設としての人止めさくについては、適用しないことができる。
内開き戸、上げ戸又は引き戸	必要	必要	
外開き戸、上げ戸又は引き戸	水槽のふたを内戸とする場合には、鉄格子、金網を使用し、動物の脱出を防止するために十分な強度及び耐久性を持たせること。	金網、木板、鉄板等を使用し、動物の脱出を防止するために十分な強度及び耐久性を持たせること。	5 <u>特定動物と特定動物以外の動物が交雑することにより生じた動物にあつては、交雑した特定動物に適用される施設基準を適用すること。</u>
内戸及び外戸の錠は、それぞれ1箇所以上の施錠ができること。	内戸及び外戸の錠は、それぞれ1箇所以上の施錠ができること。	内戸及び外戸の錠は、それぞれ1箇所以上の施錠ができること。	6 <u>動物の区分が同一の特定動物が交雑することにより生じた動物にあつては、交雑した当該特定動物に適用される施設基準を適用すること。</u>
1 m以上	1 m以上	金網、通気孔等の施設の開口部から動物に触れられないよう金網等でおおうこと。	7 <u>動物の区分が異なる特定動物が交雑することにより生じた動物にあつては、交雑した特定動物のうち、より左欄寄りの動物の区分に属する特定動物に適用される施設基準を適用すること。</u>
1.5m以上	1.5m以上		
		抗毒血清を用意すること(毒へびに限る。)	